

9-4  
1-25



IX  
25

26.7.6

立教護院、教護院

- (2) 厚生省庁内立公園部
- (3) 労働省労働基準局技能課(技能者養成施設)
- (4) 労働省婦人少年局婦人課
- (5) 農林省農林改良局普及部生活改善課
- (6) 農林省水産庁第一水産講習所
- (7) 運輸省中央気象台
- (8) 運輸省特種技術専門学院、航海訓練所
- (9) 立立国会図書館(国会議場の非障の遂行に関するものを除く)
- (10) 厚生省立予病衛生研究所(薬品検定に関するものを除く)
- (11) 建設省建築研究所(基礎研究に関するもの)
- (12) 厚生省人口問題研究所

B 並列したもの

- (1) 厚生省立栄養研究所(基礎的研究に関するもの)

C 所掌事務の一部又は大部分を移し、調整を要するもの

- (1) 労働省職業安定局補導課における学校卒業生に対する職業指導
- (2) 農林省農林改良局普及部普及課における農林改良普及員の養成
- (3) 外務省政府情報部文化課における対外連絡上の所掌以外の国際文化交流に関する事務

文部省に移管すること等を適當とする他  
産官部局並に民間諸族及び諸施設

附24.7.6

同一種類に属する事務は、すべて同一の部省に属せしめる  
ことは、行政組織合理化の第一原理である。

文部行政(教育、学術及び文化に関する行政)については  
この原理に及して、その一部を他省で処理している現状であり、  
実際の事務の運営に支障を来し未端においては種々不便  
を感じ改革の要望が強い。

昨年7月末朝した第二次米國教育使節團が連合閣議高司令  
官に提出した報告書にこの点に鑑み、「現在他省に於いて実  
施されている教育機能は、文部省に移管すべきである。」  
と報告している。よって、この際現在他省に於いて処理して  
いる文部行政事務の一部を統合して文部省において一元的に  
処理するに際し整理する。

A 早速に実現を要するもの

- (1) 厚生省児童局 (母子衛生に関するものを除く)  
――保育所、児童厚生施設、養護施設、精神薄弱児施設、  
虚弱児施設、盲ろうあ児施設、孤児不自由児施設、國

天野 249